入 札 説 明 書

新宿御苑管理事務所の令和7年度新宿御苑造園工事に係る入札公告(土木一式工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

- 1. 公告日 令和7年11月13日
- 2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 野村 環 東京都新宿区内藤町11

- 3. 工事概要
- (1) 工事名 令和7年度新宿御苑造園工事(電子調達対象案件)
- (2) 工事場所 東京都新宿区内藤町11
- (3) 工事内容 新宿御苑インフォメーションセンター外構等における造園工事 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月30日まで
- (5) 工事の実施形態
 - 1) 本工事は、入札時に施工手順等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価 して落札者を決定する総合評価落札方式(技術提案評価型S型)の工事である。
 - 2) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。なお、紙入札方式の承諾に関しては、下記 6. の担当部局に承諾願を提出するものとする。
 - ① 当初より、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。 (入札心得様式2. を提出すること)
 - ② 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ③ 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、すべて上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。
 - 3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に 基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - 4) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。
- (6) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (7) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事(現場閉所型)(完全週休2日 (土日)Ⅱ型)」の対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての 週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上の現場閉所を行うことを前提に、労務費 当を補正することにより工事費を積算する。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日の取組のどちらかを希望す

るか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日に取り組む ものとする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

- ア 完全週休 2 日 (土日) とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者 自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の 責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するもの とする。
- イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行った と認められる状態をいう。
- ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる 状態をいう。
- エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間ほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- オ 現場閉所とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、 1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。
- カ 完全週休 2 日 (土日) を達成できない場合において、月単位の週休 2 日を達成した場合は、 補正係数を変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労 務費当を請負代金の変更により減額する。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、予決令という。)第70条及び第71条の規 定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに環境省における令和06・07年度一般競争参加資格者で自然環境共生工事に係るA又は B等級の認定を受けていること。会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 関東・甲信越地方内に建設業法に基づく土木一式工事の許可を受けた本店・支店及び営業所のいずれかを有すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成22年度以降に元請けとして完成した建築工事で、下記の要件を満たす工事の施工実績を有することとし、建設共同企業体の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合のものに限る。環境省発注の工事に係るものにあっては評定点合計が65点未満のものは除く。
 - 1) 工事内容に高木植栽、地被類植栽及び景石設置のいずれも含む公共の造園工事であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
 - 1) 1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - 2) 平成22年度以降に、元請けとして完成した下記に掲げる要件を満たす工事の施工経験(工期

の1/2を超え連続して従事したものに限る)を有すること(共同企業体の技術者としての経験は、 所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの を除く。

- ① 工事内容に高木植栽、地被類植栽のいずれも含む公共工事であること。
- 3) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任(監理)技術者は前記2)の施工経験を有するか、または前記2)の施工経験に代えて下記(a)の施工経験を有すること。(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
 - (a)令和2年度以降に、環境省発注の土木一式工事の主任(監理)技術者もしくは現場代理人 としての施工経験があること。また、当該施工経験の、環境省発注の工事に係るものにあ っては、工事の評定点合計が65点未満のものを除く。
- 4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 5) 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用 関係があることをいう。

- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(令和2年12月25日付け環境会発第2012255号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

・株式会社グラック

当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の1)又は2)に該当する者である。

- 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- 2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における る当該建設業者
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は

再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注 の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 技術提案 (総合評価落札方式) に係る施工計画

竣工後に生じる他草本繁茂を軽減させる芝生植栽工事の施工計画が適正であること。施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等(以下「標準案」という。)の内容と異なる施工方法(以下「技術提案」という。)の内容を示した施工計画を提出すること。

- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出の義務
- (13)人権尊重の取組について 本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等 における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画 の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- 5. 総合評価に関する事項
- (1) 評価項目
 - 1) 技術提案 竣工後に生じる他草本繁茂を軽減させる芝生植栽工事の施工計画
 - 2) 企業の技術力等
- A. 企業の施工能力 (a)同種工事の施工実績
- (b) 工事成績

(c)表彰等

- (d) 地域精通度(地理的条件)
- (e)地域貢献度 (災害時等における活動実績)
- (f)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況
- B. 配置予定技術者の施工能力
 - (a)同種工事の施工経験と立場
- (b)工事成績

- (c)表彰等
- (d)継続教育 (CPD 及び CPDS) の取組状況
- C. 賃上げの実施
- (2) 総合評価の方法
 - 1) 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

- 2) 加算点
 - ① 上記(1)の評価項目について、下記3)の表で定めるところにより加算点を与える。

- ② 配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者の他に専任補助者(現場代理人との兼務は認める)を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者の評価に替えて専任補助者の施工能力で評価する。なお、専任補助者は4.(6)1)、及び2)並びに4)及び5)を有する者であること。
- 3)施工能力評価型の評価項目及び配点
- (ア) 施工計画の適切性審査

施工計画の評価

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準		
芝生植栽工 事に関する 技術提案	芝生植栽工事について	竣工後に生じる他草本繁茂 について、これを芝生植栽工 事時点において軽減させるた めの技術的所見	最も適した手順を提案した者に最高30点を付与し、その間の技術所見を提案した者には、標準案を0点として按分して求められる点数を加算点として付与する。 按分による加算点は、少数点第5位を切り捨てとする。		
	案の評価 [点①)	30点满点			

(イ) 企業の技術力評価(加算点)

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
企業の施工 能力	同種工事の施工 実績	平成22年度以降に元請として 完成した同種工事の施工実績	より同種性が高い施工実績 : 4点 同種性が認められる施工実績 : 2点 施工実績が無し : 0点
	工事成績	令和5年度~6年度の土木一	※より同種性の高い工事とは庭園における工事80点以上:3点
		式工事の工事成績評定点の平 均点(少数第1位四捨五入)	7 5 点以上 8 0 点未満 : 2 点 7 0 点以上 7 5 点未満 : 1 点 6 5 点以上 7 0 点未満又は成績なし
		JV時の実績を持って単体と して応募する場合は出資比率 が20%以上の場合に限り工事	: 0点 【成績評定点の平均点は少数点第1位を 四捨五入し整数止めとする】
	表彰等	成績を評価の対象とする。 令和5年度~6年度(表彰年度)の表彰の有無 【同じ工種区分の過去2年間	表彰有り : 2 点 表彰無し : 0 点
		の工事の表彰を対象】 JVの場合は、構成員のうち出 資比率が20%以上の1社が有	【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝 状は含まない】
		していれば評価する。 JVで表彰を受けた場合は、出 資比率が20%以上の構成員の	
		単体は、評価として認める。 ただし、表彰を受けた翌日から 申請書の提出期限日までに、	
		文書注意及び警告、指名停止 の措置を受けた場合は加点しない。	

	地域貢献度(災害 時等における活 動実績)	令和5年度~6年度の災害時等の活動の有無 【過去2年間の活動実績】 [評価対象の例] ・災害時対応協定(他省庁等も 含む)に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実 績	関東・甲信越地方において、活動実績有り : 1点 関東・甲信越地方において、活動実績無し : 0点 ※上記に関し、複数の活動実績の申請があっても1つのみ評価する。
	ワーク・ライフ・	【実績がある場合は事実を証明出来る資料を添付】 区分 1	プラチナえるぼし ※1 :5点
	グランス等の推 進に関する取組 状況	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえ るぼし認定企業)	3段階目 ※2 : 4点 2段階目 ※2 : 3点 1段階目 ※2 : 2点 行動計画 ※3 : 1点 認定無し : 0点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定
	※ 複数の認定 等に該当する場合は、最も配点が 高い区分により 加点を行うもの とする		※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下の
	※ 内閣所男男の認外で 内閣画相でには、 大田で等けんにするで 大田では、 、 大田では、 、 大田では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	区分2 次世代法に基づく認定(くるみ ん認定企業・トライくるみん認 定企業・プラチナくるみん認定 企業)	もの) に限る(計画期間が満了してない 行動計画を策定している場合のみ) プラチナくるみん : 3点 くるみん (新基準) ※4 : 2点 くるみん (旧基準) ※5 : 1点 トライくるみん : 1点 認定無し : 0点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令 和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又 は改正省令附則第2条第5項の経過措
		区分3 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	置により認定) 認定あり : 3点 認定無し : 0点
配術能(補実さはのをたたが、で、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	同種工事の施工 経験と立場	平成22年度以降に元請として 完成した施工経験 【過去15年間の同種工事実績】 工事経験と立場の提出は1件 とする。	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事 : 4点より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事 : 2点同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事 : 0点※より同種性の高い工事とは、庭園における工事

補助者を配		上記、施工経験の工事における	主任(監理)技術者又は現場代理人				
置に場合補助である。)		立場	: 2点 担当技術者 : 0点 ※施工経験とした工事の工期内に複数の 役職に従事している場合は、評価の低い 方で評価する。また、技術者の従事する べき期間の途中から従事する場合及び途 中から離任する場合は評価しない。				
	工事成績	環境省における令和3年度~ 令和6年度の工事種別定点 一式工事の工事成績評定点一合事の工事成績評は、一合事の大工事は精神を表して 財団法人日本建設情報システム」(以下: CORINSという。)に 従事技術象として び事を対象とする。 JV時の実績を持っは出限り が20%以上の場合に が20%以上の場合に ないまする場合に が20%以上の場合に	8 0 点以上 : 6 点 : 3 点 : 3 点 : 3 点 : 1 点 : 1 点 : 1 点 : 1 点 : 5 点以上 7 0 点未満 : 1 点 : 6 5 点以上 7 0 点未満 又は成績なし : 0 点 : 0 点 : 2 ま が の工事成績により評価する。なお、複数の工事がある場合は工事毎に申請する。ただし、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には評価の対象とせず 0 点とする。				
	表彰等	成績を評価の対象とする。 令和3年度~令和6年度(表彰年度)の技術者(工事)表彰 の有無 【同じ工種区分の過去4年間 の工事を対象】 または令和3年度~令和6年 度(表彰年度)の優良工事表彰 の監理技術者又は主任技術者 の有無	表彰有り : 2点 表彰無し : 0点 【国、都道府県、市町村の表彰とし、感謝 状は含まない】				
	継続教育(CPD及 びCPDS)の取組状 況	令和6年度の継続教育における取得した合計の単位を評価する 【前の年度を対象】 審査基準日から過去1年間に 各協会等が発行する学習履歴 証明書の写しを添付すること	令和6年度に20単位以上の取得有り : 1点 令和6年度に20単位未満 : 0点				
賃上げの実施	を表明した企業等	賃上げの実施を表明した企業等令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(2025)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(2025)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】					
技術者の能力	力及び配置予定 力の評価 II算点)		3 4 点満点				

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定通知書等の確認

評価の対象とする認定等を証する下記書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)の写しを提出する。

なお、複数の認定通知書等を企業が取得の場合は、5(2)3)企業の技術力評価(加算点)に おいて下記の①~④で最も配点の高い認定通知書等の写しを提出する。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍

推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書

※労働時間の基準を満たすものに限る。

- ② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書
- ④ 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定届(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)
 - ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書(内閣府男女共同参画局長の押印があ るもの)の写しを添付すること。
- 5) 継続教育 (CPD・CPDS) の取得状況

継続教育(CDP・CPDS)の取得状況については、審査基準日から過去1年以内に発行され、継続教育(CDP・CPDS)の推奨単位以上を取得したことを示す証明書(以下、「証明書」という。)の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

証明書は、審査基準日から過去1年間以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育(CDP・CPDS)の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

評価にあたっては、証明期間を年単位で評価する。なお、証明期間とは証明書に記載されている「対象期間」、「証明期間」等であり、受講した日付より算出するものではない。

- 6) 賃上げの実施を表明した企業等
 - ※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。なお、共同企業が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」(別紙2)を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は 第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企 業」はそれ以外の者のことをいう。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの 選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるための表明した 期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明期間と加点 を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度 等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙3)の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状

況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での 賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日 (「表明書」別紙1の1に記載の事業年 度の末日)の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。

ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の「1給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」の「oA俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※2及び3)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

- ※2 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙3の 「合計額」と、暦年単位の場合は別紙4の「支払金額」とする。
- ※3 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等 の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認め られる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は「賃上げ実績確認」計画の達成」「適用期間」別紙5のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

7) 評価値

価格及び上記3)の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者 について、上記1)、2)及び3)により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格 で除して得た値(以下「評価値」という。)をもって行う。

評価値= (標準点+加算点) /入札価格

(3) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。上記(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 1)において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

6. 担当部局

〒160-0014 東京都新宿区内藤町11

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 庶務科

電話 03-3350-0152 FAX 03-3350-1372

電子メール: SHINJUKU@env.go.jp

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、 本競争に参加することができない。

- 1) 提出期間: 令和7年11月13日(木)から令和7年11月28日(金)12時00分まで。(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで(12時から13時を除く))
- 2) 提出場所: 6. に同じ。
- 3) 提出方法: 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注 者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、郵送(書留郵便等)又は持参にて受付 期間内必着で1部提出すること。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途新宿御苑管理事務所が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合(新宿御苑管理事務所が調達する案件については1点大きな配点)の減点を行う。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の同種の工事の施工実績及び下記2)の配置予定の技術者の同種の工事の経験と立場については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。ただし、専任補助者を配置することで主任(監理)技術者の同種工事の経験に代えて4.(6)3)①の施工経験で競争参加資格申請を行う場合の施工経験は令和元年度以降、かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。なお、「同種の工事の施工実績等」(別記様式2-1)「工事種別で建築工事の工事成績」(別記様式2-2)に記載する工事、「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3-1-1)及び「専任補助者の資格・工事経験」(別記様式3-1-2)の「工事の経験の概要」に記載する工事が環境省発注の工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付する

こと。

1) 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2-1に記載すること。なお、5.(2)3)企業の技術力評価の同種工事の施工実績が判断できる内容を工事概要に記載すること。同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

2) 配置予定の技術者

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3-1-1に記載すること。

なお、専任補助者(現場代理人との兼務は認める)を配置することで主任(監理)技術者の評価に代えて専任補助者の同種工事の施工経験と立場の評価を受ける場合で、主任(監理)技術者の同種工事の経験に代えて4.(6)3)の施工経験で競争参加資格申請を行う場合は、別記様式3-1-1の工事の経験概要欄に当該施工経験を記載すること。

専任補助者を配置する場合は、別紙様式3-1-2も記載すること。いずれの場合も記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、主任(監理)技術者は複数の候補技術者を申請できるが、専任補助者については1名 の申請とする。

同一の技術者(専任補助者を含む)を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5. (2)3)(イ)の配置予定技術者の施工能力の工事成績の評価において、主任(監理)技術者の評価を受ける場合には、「主任(監理)技術者における工事種別で土木一式工事の工事成績」(別記様式3-2-1)を提出すること。

また、専任補助者を配置することで主任(監理)技術者の評価に替えて専任補助者の工事成績の評価を受ける場合には、「専任補助者における工事種別で土木一式工事の工事成績」(別記様式3-2-2)を提出すること。

なお、いずれの場合もCORINSに従事技術者として登録された工事を対象(JV時及び単体時の工事成績も含む)として該当する工事一件について記載する。

工事の成績が無い場合は提出の必要はない。また、申請した工事がCORINSの登録の工事種別と異なる場合には5.(2)3)企業の技術力等評価の対象としない。

複数の主任(監理)技術者候補の実績が提出された場合は、配置予定技術者の能力評価(同種工事の施工経験と立場、工事成績、表彰、継続教育)の最低のものを評価する。

ただし、専任補助者を配置する場合は、専任補助者の能力で評価する。5. (2)3)企業の技術力等評価の評価について複数の専任補助者の実績が提出された場合は、専任補助者としての配置は認めない。

なお、正当な理由がなく工事着手時に専任補助者を配置されない場合は、工事成績評定点から5点を限度に減点することがある。

3) 契約書の写し

1)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録さ

れている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

- 4) 施工計画(技術提案)
 - 5.(1)に掲げる施工計画を別記様式4により記載すること。

なお、記載する施工計画はA4版1枚とし2枚目以降は不採用とする。また、施工計画で施工実績等を記載する場合には工事名等から企業名が特定できないよう記載すること。

- 5) 社会保険等への加入状況確認
 - 4. (12)について確認するため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書の写しを提出すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 7年12月1日(月)までに電子調達システムにて通知する。(ただし、書面により申請した場合は、 電子メールにて通知する。)
- (5) その他
 - 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 2) 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認、総合評価 点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
 - 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - 5) 申請書及び資料に関する問合せ先: 6.に同じ。
 - 6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。
 - ① 配布(ダウンロード)された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下によること。
 - ・Microsoft Office Word (Word2010形式以下のもの)
 - ・Microsoft Office Excel (Excel2010形式以下のもの)
 - ・PDFファイル
 - ② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。なお、 圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出(圧縮ファイ ルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。)として認める。ただし、 圧縮ファイルの形式は、1zh形式のみを認める。

なお、提出するファイル容量は7MB以内(圧縮ファイルを活用した場合も同様)とし、やむを得ず申請書及び資料が7MB以上となる場合は分割して送信し、環境省に提出した旨を連絡し、受信連絡メールを必ず確認すること。

電子調達システムのデータ上限は10MB

- 8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと 認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期限: 令和7年12月2日(火)17時00分。
 - 2) 提出場所: 6. に同じ。
 - 3) 提出方法: 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て書面により提出することもできるが、事前に 6. へ電話連絡を行うこと。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年12月3日(水)までに説明を求

めた者に対し書面により回答する。

- 9. 入札説明書等に対する質問(見積りに関する質問も含む)
- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - 1) 提出期間: 令和7年11月13日(木)から令和7年11月19日(水)12時まで
 - 2) 提出場所: 6. に同じ。
 - 3) 提出方法: 電子メールにより提出すること。提出した場合には、6.に提出した旨を電話 連絡すること。
 - 4) 質問書の提出にあたっては、質問書に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、 その者の参加表明書及び技術提案書を無効とすることがある。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子調達システム及び環境省ホームページ・新宿御苑ホームページの本案件のページにて掲載する。
- 10. 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により 持参すること。入札書提出期限は以下のとおりとする。

令和7年12月4日(木)11時00分。

- (2) 開札の場所:〒160-0014 東京都新宿区内藤町11 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所会議室
- (3) その他: 紙入札による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

紙入札方式の場合は、工事費内訳書とともに入札書を持参又は郵送等すること。

持参又は郵送等に当たっては、各々封緘を行った封筒を表封筒の中に入れ、封緘のうえ、表封筒 に商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名及び「入札書・工事費内訳書在中」と記載するもの とする。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行新宿代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁新宿御苑管理事務所)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁新宿御苑管理事務所)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、 低入札価格調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書は発注者名、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載するとともに、担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載すること。なお、電子調達システムによる場合は、Excel形式で作成を行うこと。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載し、入札日を記入すること。)。

様式は、自由とするが、その構成は公共建築工事内訳書標準書式による。

なお、科目別内訳書、細目別内訳書の添付されていない場合は、下記表1.(1)に該当するものとして、入札を原則無効とする。

公共建築工事内訳書標準書式URL

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_utiwakesyo_syosiki.htm

- (3) 工事費内訳書は入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書提出時までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出する。
- (4) 入札参加者は担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者名、連絡先及び電子メール先を記載し、入札日を記入した(電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官(これらの者の補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- (5) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められ	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
る場合	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
(未提出であると同視でき	(3)	他の工事の内訳書である場合
る場合を含む。)	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に担当者連絡先として、部署名、責任者名、担当者
	(0)	名、連絡先、電子メール先、入札日を記載されていない場

		合
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けて	(1)	内訳の記載が全くない場合
いる場合	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしてい ない場合
3. 添付すべきではない書類 が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りが	(1)	発注者名に誤りがある場合
ある場合	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備があ	らる場	

14. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。 入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。紙に よる入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わ せて開札を行う。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった 場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした 入札並びに契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の 入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に おいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、5. (2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者(専任補助者を含む。)の専任制違反の事実が確認

された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置にあたっては、「監理技術者制度運用マニュアル(令和2年9月30日 国不建第130号 国土交通省)」によらなければならない。

また、専任補助者を配置する場合にあたっては、当該企業との雇用関係及び工事現場の専任について主任技術者又は監理技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル(令和2年9月30日 国不建第130号 国土交通省)」によるものとする。

18. 契約書作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有り 中間前金払及び部分払 有り
- (2) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。
- 20. 火災保険付保の要否 要
- 21. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無無。

22. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に電子調達システムにより、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は紙により提出することができる。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に電子調達システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、電子メールにより回答する。

23. 再苦情申立て

8. (2) の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は22. (2) の非落札理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監查指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館24階

電話 03-3581-3351 (代表)

(2) 受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(持参の場合は12時から13時までの間を除く。)

- (3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6. に同じ。
 - ※政府調達に関する協定の対象となる工事については、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)(令和3年1月29日改正)に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。
- 24. 関連情報を入手するための照会窓口 6.に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊入札心得及び別冊契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (3) 2) の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から18時30分まで稼働している。
- (7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683(ナビダイヤル)

政府電子調達システムホームページアドレス http://www.geps.go.jp/

- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子調達システムから自動発行)
 - ・競争参加資格確認申請書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・競争参加資格確認通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・辞退届受信確認 (電子調達システムから自動発行)
 - 辞退届受付票
 - 日時変更通知書
 - ・入札書受信確認 (電子調達システムから自動発行)
 - ・入札書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・再入札通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・再入札書受信確認 (電子調達システムから自動発行)
 - ・ 落札者決定通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - 決定通知書

- •保留通知書
- ・取止め通知書
- (9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子調達、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分を目途に発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (10) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (11) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられる工事において、低入札価格調査基準 価格を下回った価格をもって契約する場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、4. (6)1)、4)及び5)に定める要件と同一要件を(工事経験を除く。)を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者及び監理技術者等と、現場代理人の兼務は認めない。また、専任補助者を配置 する場合は当該技術者との兼務も認めない。

また、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該当技術者は、その氏名その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

- (12) 提出された申請書及び資料が下記のいずれかに該当する場合は、原則その申請書及び資料を無効とする。
 - ・申請書、資料の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・申請書、資料と無関係な書類である場合
 - ・他の工事の申請書、資料である場合
 - ・白紙である場合
 - ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・日付に誤りがある場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
- (13) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。
- (14) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。
- (15) その他不明な点についての照会先

上記6. に同じ

以上

【为紙1の1) 【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は〇年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は 対前年)増加率〇%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日株式会社○○○○(住所を記載)代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇 従業員代表

従業員代表氏名〇〇〇〇印給与又は経理担当者氏名〇〇〇〇印

(別紙1の1) 【大企業用】

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況 説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

(別紙1の2) 【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度) (又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日株式会社○○○○(住所を記載)代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇

従業員代表氏名〇〇〇〇印給与又は経理担当者氏名〇〇〇〇印

(別紙1の2) 【中小企業等用】

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況 説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

_____ |OCR入力用| ・この用紙はとじこまないでください。 | この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) FB 0 1 0 7 別 御注意 平成 27年 2月 28日 連番号 青色申告 表 八王子 2 税務署長殿 2 (30) から 32は出る株式及び出資の会株式及び出資の会 事業種目日用品卸売販売 整理番号 0 1 2 3 4 5 6 7 東京都八王子市栄町1-2-3 期末現在の資本金の 額又は出資金の額 10,000,000円 納税地 非中小进入等 事業年度 逐 河上が1億円以下の普遍法 しのうち中小法人等に該当しないもの (奉) 電話(042) 612 同非区分特介定 同條分社 非同族会社 (フリガナ) **カ)サンプルショウジ** 法 売上金額 3』までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下では出資金の額が五億円以上である法人 ②法人税法等4条の7に規定の全部といずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大の電子は出資金の額が二億円以下の法人のうち、次の①から③までついまでは、 一般社団・財団 法 人 の 区 分 非當利型法人 酱 通法 株式会社サンプル商事 申告年月日 特 **圣理**會任者 定の (フリガナ 申告区 庁 指 完 局指定指進等 区 分 代表者 旧納税地及び 医 **(11)** 自署押印 旧法人名等 療 通信日付印確認印省 (法人を除く。)、 代表者 八王子市寿町1-2-3 添付書類 所 年 平成 2 6 年 0 1 月 0 1 日 翌年以降 送付要否 O 要 0 否 事業年度分の 確定 申告書 適用額明細書 提出の有無 0 有 般社 平成 2 6 年 1 2 A 3 1 中間申告の場合 H 平成 笙 月 税理士法第33条 の2の書面提出有 ĦÌ 税理士法第30条 の 書 面 提 出 有 の計算期間 平成 年 Ħ B 団 百万 所得金額又は欠損金額 番五 |法人等及び人格の 所得税額等の遺付金額 1 16 以下の法人、資本者」に規定する受託法人(一の大法人による完全(のいずれかの法人(は (別表四「48の(1)」) 7 0 3 7 4 Ø 6 (45)0 申 間 納 付 (14)-(13) 告によ 額 2 0 5 9 0 0 17 (36) 又は(37) 3 欠損金の繰戻しに る 18 よる還付請求税額 運付 若しくは出資を有べ、(2において「九完全支配関係があ」(以下「大法人」 4 0 5 9 0 0 ない 連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額 19 5 (16) + (17) + (18)0 額 社団等の分…… 土利 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)[24] + 別表三 地 (二つ二)[25]+別表三(三)[20]) 所得金額又は 欠 損 金 額 6 0 0 きとい 0 同上に対する税額 (38)+(39)+(40) 課税土地譲渡利 益 金 額 7 申 0 Ø 渡金 告 課 税 留 保 金 額 (別表三(一)「39」) 留 が 申 8 課税留保金額 0 0 0 修正 保 同上に対する税額 (別表三(-)[47]) 告 9 法人税額 金 平二十六 前 告 0 0 の大法人による完全支配関係がある法人による完全支配関係がある法人による完全支配関係がある法人による完全支配関係がある法人による完全支配関係がある法人による場合による。 で 還 付 金 額 24 の ある 法 人 税 額 計(4)+(5)+(7)+(9) 10 1 0 5 9 0 0 ユ この申告により的付すべき法人 税額又は減少する遵付請求税額 ((15) - (23)) 若 し く は ((15)+(24))又は((24)-(19)) 四 仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額 11 0 0 合 . 欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)[4の計]+(別表七(二)[9] 者しくは[2][又は別表七(三)[10]) 控 除 税 額 (((i0)-(11))と(43)のうち少ない金額 12 0 8 3 5 9 9 8 以後終了事業年 差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 5 0 9 0 0 0 (1に該当する非中小法人等、 (別表七(一)[5の合計]) こ修あこ 欠損金又は災害損失金の正る申 等の当期控除額 中間申告分の法人税額 14 0 申申場告 告告合前 又は災害損失金 差引確定/中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナスの (13)ー(14) 場合は、(17)へ記入 15 0 5 9 0 0 (1)の金額又は800万円×位 相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (30) 度分 法 中小法人等の場合 30 0 6 0 0 0 (30)の15%相当額 0 5 9 0 0 を受け 稅 31 0 0 (31)の25.5%相当額 0 貊 所 得 金 額 (1) (30)+(31) 法 0 32 額 0 6 人 税 (34) + (35) 0 0 0 36 0 5 9 0 0 計 · 美所得金額(1) 稅 ・ 人 税 ((33)の25.5%相当額) 33 0 0 0 箅 0 土地 譲渡 税額の内訳 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)[27]) 土地 譲渡 税額の内訳 38 0 0 0 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(三)[23]) 0 39 (別表三(二の二)[28]) 完全支配関係がある全ての大法人が 所 得 税 の 額 (別妻六(一)「6の③」) 41 控 剰余金・利益の配当 除 ト 国 税 名 (別表六(二)[16]) 額 46 42 (剰余金の分配)の金額 税 計 43 額 0 (41) + (42)還す 付る 郵便局名等 行 本店·支店 の 控除した金額 (12) 44 0 金庫·組合 出張所 預金 計 を受けよる金融機 農協·漁協 本所·支所 控除しきれなかった金額 算 45 0 (43) - (44)ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 口座 残余財産の最 平成 番号 Ξ 平成 H 決算確 う関 後の分配又は引渡しの日 2 7 0 2 2 5 ※税務署処理欄 定の日 を等 法 0301-0101 税 理 Τ. ◍

署 名 押 印

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

法人事業概況説明書

B 1 0 0 6

この用紙はとじこまないでください

	、記	載欄カ			書の書きた 目につき											Ŀ、i	忝付願い				整理	[番]	异 □ □ <u>-</u>	L					<u> </u>	
法	屋	号()							- []		業	自	平成			年			月			1 11		務署	- 1	
人													£	F B	度	至	平成			年			月	<u> </u>		E	処:	理欄		
名					電話()					自なった。	性ホー ー ジ	-ム		有	(自1	性ホー	- A	ペー	ジア	ドレ	ス)						
法人 番号									I					有 無			無													
	() 🗦	業	2 支 店	(1)	国内	支	店	•	店	舗	数	[国内	国		子	· 会	产			数		
1							.	支	海	支	店	•	店	舗	数	: [子	海	海 子会	社の	外 数				うち! 50%! 子 会	出資割合 以上の治 社 の	が好数	
事						1	計 		1						従				会		子会社	L'名称	•				出割台	資		
業						2	の状況	店	外	,所在地国	12				従				社	外	子会社	L'名称					出割台			
内							3	(1)		1 輸入			輸出	1		無	取	引金	額(首	万	円)	(2)	C	有		手数	料(ヤル	
容						1	畝	取引種	輸入	相手国			主な	冷商品								制用の出海		無		 証券 売	の買		の借	<u> </u>
						2	引状況	種類	輸出	相手国			主な	於商品			Ŧ					以取外引			(370	^ -		,,,	
	(1)	常	動役員				96	Ť		(1)	7)有	(2)		Window	/s (Mac [nux		(1)	区 5	}	<u>- 16</u> [£	名		代	長者と	· の
4	期末			1					5	P利上 Call]]無	P O		その化	<u>t</u> (\exists	- 1	管	現 🕯	+						親	(
期	従			1				1 I '	_ +	の用 <u>ト</u> (3) P 利力		10/0			給与		在庫·販	\bigcirc	生産系	- 1	理├	通り	_)親	
末	事員			1				7	ı	(4) 会計			の利	用等	J官程[: [7	77	有 [自在 F	((2)	(算表	の [<u></u>	<u></u>	= [おむね		決算
従事	の 状			1				_	▄┟	(5) 会計						· ·	., [[里上		F成状:	Г		合与	, L , [<u></u> ∩#	月ごと 顕・料金]利
尹員	況		計	1				•	伏	(6) X-			-						\dashv_{σ}	'ס		原泉徴. 才象所	\vdash	=	记音	у <u>Г</u> Ц [1日本]]退
等	単位	計のう	5代表者家	·ki:%/				i i	ᄮ	(7) デー			+=	<u></u>	- 7	一	「都記」	□ P	C	大 大		新課税				<u> </u>][]/6
の	一人		ちアルバイ					1 (6	(1) 電				<u> </u>	ド L つ 有	/1§ [7	緑体 ┃ ┃		ーバ ル	- 1	海 上	(単位: · 経 [千円) 	说 抜	(5)	字旅	の有負		L]]有	7
状	(2)	賃金		「MI	■B#		L √IA	l E	至し	(1 2 .	/ 11/	TAKUU		売上 し	<u> </u>	入 L	一経費	とロ			費 📙	理方式		班方式 兑 込	社内	天旭	,07年;		<u>/</u>]/fj	
況	_	定め 社宅・	_	』 □ ☆		<u> </u>	<u> </u>	用真	態	(2) 販売 注 1			· / B	自社		_ [社H	+			` -	<u> </u>	理方式	査	3 #1 4	n / - /-		ਹ≁	7
		の有	ÉÉ 🔽	』月 相の	単位: 千	H	/ 	<u> </u>	/ ↑	朱主又	は材	江川	1 年	- 野の	1月共		<u>リ</u> 有			_	く貝文	なは役	評具.	ŘĚMÝŠE Tříření	り角	き切り	ソ作業	#	<u>]</u>]相	
		<u>L</u> 3				高		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			井	特		別			ᄺᄆ	失	F	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
10					上(収入)		L	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			井	税					損 一 合	益計	F	<u> </u>	<u> </u>	븪			<u> </u>	<u> </u>
主	5	1)原			<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			긤		(負債の	部合計	+純資產	産の音	部合計)	L			<u></u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
要	売	期			(仕入る	高	L	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			丩	次	現受	<u>金</u> 耶		預手		金 形	Ļ	<u> </u>	<u> </u>	븪	<u> </u>		<u> </u>	_
科	上	注 2	2				L				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		丩	資	※貸付		控除前	-			Ļ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	Щ	<u> </u>	_
目	原		利厚生		除いてくだ		Ļ	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			긬	産			排 注控除前			金	Ļ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
	価	外		注		費	L				<u> </u>	<u> </u>			긔		棚卸]資産(未成二	工事	支出	金)	L	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			
	のう	期	末			高	L								\perp	の	貸		付			金	L			<u> </u>				
<u> </u>	りち	減	価	償	却	費	L				<u></u>					う			尽計額控			物	L			<u> </u>				
単		地	1	t	家	賃	L												引額控		É	置								
, _	売	土	(収	入)	総 利	益	L									ち	-		· 引額控		沿	舶								
位	販	役	ļ	Į	報	酬											土					地								
•	管弗	従	業	員	給	料										負	債 (資産の				合 部合計	計								
千	費の	交		際		費										負	支	担	4	手		形								
	う	減	価	償	却	費										債の	買 注3		掛			金								
円	ち	地	ſ	t	家	賃										のう	個	人	借	,	入	金								
)	崖	Î	業	į	 損	益										5	そ	Ø -	他有	壮: 日	入	金				Ī				
	华	Ē	別	;	利	益										純			の き ト-負債			計				Ī				
注 4 11		者に	<mark>※各</mark> 対す	科目の	の単位: 酬等の会	千円 全額	郝	酬							貸	付金				Ī			仮	払金		T				
香供			2-3 7	- 7/1		- +/	+	人利自	+=	==	一		==		1	入金					==	==	-	受全	=	=	=			

⁽¹⁾の有·売上欄に該当がある場合 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

(兼業種目) (兼業割合) % (1)兼 13 業 12 0 主 状 況 な 事 (2)設 事 業 備 業 内 等 容 形 0) の 特 状 異 態 性 況 %掛売上 (3) 克上区分 現金売上 16 (1)氏 名 上 14決済日等の状況 締切日 決済日 税 仕 入 締切日 決済日 (2)事務所所在地 理 士の 外注費 締切日 決済日 (3) 電話番号 ○調査立会 ○ 税務相談 申告書の作成 給 料 締切日 支給日 関 与状 | 伝票の整理 | | 補助簿の記帳 書 称 (4) 関与状況 決算書の作成 帳 簿 類 0) 名 15 況 ○ 源泉徴収関係事務 総勘定元帳の記帳 帳 簿 17 類 加 (役職名) 깄 の 組 備 合 付 (役職名) 等 の 状 営業時間 開店 時 閉店 時 状 況 況 定 休 日 毎週 (毎月) 曜日(日) 売 上(収入)金額 仕 入 金 額 従事 源泉徴収 月別 外注 費 人件費 税 員数 千円 千円 千円 千円 千円 千円 円 千円 18 月 月 月 月 別 月 の 月 売 月 月 高 月 等 月 の 月 月 状 月 況 計 前 期 の実績 19 当期の 営概業要

┗━|「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

F E O 1 O 4

令和 年分 給与所得の源泉徴収票 (所得税法施行規則別表第 5 (8)、5 (24)、5 (25)	
	●種目整理番号■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
住所又は	の提出区分 提 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋 月 1 1 追ķ 株 株
 氏名又は 名 称 個人番号 ↓ 個人番号の記蔵に当たっては、左端を空棚にし、ここから記載してください。 下 及 は ▼ 1 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「	
者 (フリガナ) 作成和 氏 名	税 理 士 番 号 (注) C
1 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票 区 分 人 員 左のうち、源泉側収税額のない者 支	名 電話()
②	
(摘 要) (摘 要) (の合計表を作
2 退職所得の源泉微収票 区分人 の総額 人 り 総額 (B) (A) (A) (B) (B) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E	作の 合計表(316) ※
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払	調 書 合 計 表 (309)
区 分 個 人 以 外 原稿料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当)	支払金額 源泉徴収税額 個人番号又は法人 月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
に 職業野球選手、騎手、外交員等の 観 酬 又 は 料金 (4 号該当) 芸能等に係る出演、演出等の 報酬 又 は 料金 (5 号該当)	人 門 人 管
契 約 金 (7 号該当)	
金	A II
(B) (A) (A)<	Manual Control of the Manual Control of
②のうち、所得稅法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金 申 災害減免法により 徴収猶予したもの ト	
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	C 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) 18
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) 区分 人員支払金額 (銀のうち、支払調書を提出するもの (摘要)	通信日付印 確 認 提 出 年 月 日 確認 股務署 整理欄 区 分

F E 0 1 0 4

令和 🔲 年分 給与所得の源泉徴収票	等の法定調書合計表
(所得稅法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)	、5 (26)、6 (1)及び 6 (2)関係) 署番号
	種目 <u>整理番号</u> <u>28</u> 年
住所又は調書	の提出区分 提 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 斡旋 月
提	17.1)
氏名又は	本 店 等 翌年以降 以 後 提 出
作成担	当者
スは 法人番号(注) ※個人番号又は法人番号は複写されません 古 (フリガナ) (フリガナ)	f O T O H H H H H H H H H
在 (フリガチ) 作成税 代表者	
1 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票	名 電話()
区分人 員 左のうち、源泉徴収税額のない者 支 係給給与賞与等 人	T
帰給、 報与、 質与等 の 総 額	
の日雇労務者の賃金	I (/)
®	門 合 法 計 定 表 : ::
により徴収 縮予したもの	日本における。
2 退職 所得の源泉徴収票	合計表(316) 成種す 類
区 分 人 員 支 払 金 (A)	- The state of t
(B) のうち、原泉酸収票	A コープラン
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払	t F
区分假人员外	支払金額源泉徴収税額個人載
所 原稿料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当) 税 弁護士、税理士等の	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
法 報酬又は料金(2号該当)	フ
204 診療報酬(3号該当)	
に 職業野球選手、騎手、外交員等の 規 観 酬又 は 料金 (4 号該当)	で 一 で で で で で で で で で で で で で
定す 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当) 人	
報 ホ ス テ ス 等 の 報酬又は料金 (6号該当)	
又は 契約金(7号該当) 本	
金 賞 金 (8号該当)	T W
(A) at (B) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	
(Aのうち、支払調書を提出するもの	THE CS AMA BY TOLE AND T
(多のうち,所得税法第174条第10号 中 下 に規定する内国法人に対する賞金 中 中 下	T
災害減免法により 微収猶予したもの	DV.
4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)
使用料等の総額 (国)	あっせん手数科の総額
	(A) のうち、支払調書を提出するもの 1 (A) のうち、支払調書を提出するもの 2
(摘 要)	(摘要) でり り でり
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)	
区分 人員 支払金額 (3) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) </td <td>7</td>	7
	I and the second

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②俸給、給与、賞与等の総額」欄**には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉 徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

- (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
- (3) 「**②のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄**には、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した 給与等の状況を記載する。
- (4) 「**⑧源泉徴収票を提出するもの」欄**には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、 その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

- (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(給与所得の源 泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
- (1) 「**②退職手当等の総額」欄**には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
- (2) 「**® ②のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄**には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
 - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
- (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額 を記載する。
- (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、 契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
- (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「**②計」欄の「人員」欄の「実」**には、「**所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄**の各欄を通じた実人員を記載する。

- (5) 「**②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 を提出するものについて、その合計を記載する。
- (6) 「**②のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄**には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金(金銭で支払われるものに限る。)の支払金額等を記載する。
- (7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の 規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予 税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「**②使用料等の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等(支払調書の提出を要しないものを含む。)の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「**® @のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- **イ** 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要 しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「**②譲受けの対価の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い 生じた各種の損失の補償金の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**® ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を 提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - **イ** 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその 支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - □ 租税特別措置法第 33 条 (収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例) に規定する特定土地区画整理 事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例) に規定 する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4 (収用交換等の場合の譲渡所 得等の特別控除) に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業 名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書 の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「**②あっせん手数料の総額」欄**には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額(支払調書の提出を要しないものを含む。)を記載する。
- (2) 「**② ②のうち、支払調書を提出するもの」欄**には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん 手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払 調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受 けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(以下、この項において「支払調書」という。)を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
- 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

【事業者向け】

令和4年2月8日

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する 加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について

- 〇 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置において、表明書の裏面に記載の所定の提出書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理 <u>士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができる</u>としたところ。
- そのことにつき、賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となる よう運用するため、下記の通り、具体的な確認書類の提出方法及び「同等の賃上げ実績」 と認めることができるかの考え方について整理されたのでお知らせします。
- O また、あわせて、経年的に本制度の加点を受ける場合における、企業が賃上げ表明を 行う期間に関する留意事項をお知らせします。

記

1. 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、入札説明書等に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められることが明記された書面(別紙様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出する。
- ※ 内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う。
- ※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であっても その後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上 げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- (1)中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」 いずれを採用することも可能。
- (2) 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金等により評価することも可能。
- (3) 所定の書類による賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、 適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は 経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬だけをあげるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや、賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断する ことも可能とする。
- 3. 経年的に本制度の加点を受ける場合における賃上げ表明を行う期間について
- (1)本制度では、入札者が加点を受けるために表明する賃上げの期間は、事業年度単位、 暦年単位いずれかを選択できることとしている。
- (2) 一方、経年的に本制度に参加する場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度 又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、 当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を 受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年 度に加点を受けるために表明した期間と重ならないよう、入札参加者は留意すること。

<ご参考> 表明書裏面に記載の所定の提出書類による賃上げ実績の確認について

(1) 令和4年4月以降に開始する入札者(大企業)の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(注)」を表明した増加率以上増加させた か確認する場合

賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「「10 主要科目」のうち「労務費」「役員報酬」「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行う。

(2) 令和4年以降の暦年において、入札者(大企業)が、対前年比で「給与等受給者 一人当たりの平均受給額(注)」を表明した増加率以上増加させたか確認する場合

賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「@俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額を比較することにより行う。

(注)中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、(1)の場合は 「合計額」と、(2)の場合は「支払金額」とする。

2. の具体的な場合の例

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金等により 評価する例)

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者 など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(所定の書類による賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、 適切に控除や補完を行って評価する例)

- 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途 これを考慮して評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員 に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、 これを除いて評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
 - ※ なお、上記はあくまで例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度)(又は〇年)において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、○人の従業員が退職する一方、○ 人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○%増加にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した(対前年度○%増加)が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は○%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は○%の増加にとどまったものの、基本給総額は○%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○

(添付書類)

- 000
- 000

(別記様式1) (用紙A4)

競争参加資格確認申請書

令和○○年○○月○○日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 殿

 郵 便 番 号 〒○○○-○○○

 住 所 ○○○○○

 商 号 又 は 名 称 ○○○○○

 代 表 者 氏 名 ○○○○○

令和7年11月13日付けで公告のありました令和7年度新宿御苑造園工事に係る競争参加資格について 確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令 1 6 5 号)第 7 0 条の規定及び入札説明書の 4 (4) (7) (8) (9) (10) (12) に該当する者でないこと並びに添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1. 一般競争参加資格(指名競争)審査決定通知書の写し。
- 2. 入札説明書5.(2)4)のワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する認定通知書等の写し。
- 3. 入札説明書7.(3)1)に定める施工実績を記載した書面。(別記様式2-1)
- 4. 入札説明書7. (3)2)に定める配置予定の技術者の資格・工事経験等を記載した書面。 (別記様式3-1-1、※3-1-2)
- 5. 入札説明書7.(3)4)に定める施工計画(技術提案)を記載した書面。(別記様式4)
- 6. 入札説明書7. (3)5)に定める社会保障等の加入状況を確認出来る通知書の写し
- 7. 総合評価点の加算点の評価に必要な書類 (別記様式2-2、入札説明書5.(2)4),5),6)に関連する書類

問合せ先

- 注1. 申請書として別記様式1から別記様式4までを提出して下さい。
- 注2. 発注者の承諾を得て、紙入札方式による参加希望者は、申請書と併せて、返信用封筒(表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒)を提出して下さい。

(用紙A4)

同種の工事の施工実績等

会社名

競	争参加資格	平成22年度以降に元請けとして完成した工事で、下記1)の要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。環境省発注の工事に係るものにあっては評定点合計が65点未満のものは除く。)。 1) 工事内容に高木植栽、地被類植栽及び景石設置のいずれも含む造園工事で、国又は地方自治体が発注したものであること。
	工 東 夕 新	○○○○○□事
エ	発注機関名	000000
事名	施工場所	(都道府県市町村名) ○○県○○市○○地先
称	±11 44 A #5	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
等	工期	平成○○年○○月○○日~平成○○年○○月○○日
	亚 沿 形 能	単体/共同企業体(出資比率○○%)
エ	構造形式	
事概	l粗 描 · 寸 注	
要	工事成績評定点	○○点 ※複数工事がある場合の平均点 ○○点
C(DRINS登録の有無	有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 · 無

表彰等	優秀表彰○○表彰・○○工事【過去2年間表彰の有無を記載する】
地域貢献度	【過去2年間の活動実績を記載する】

- 注1. 必ず同種の工事が確認できる内容で記載のこと。
- 注2. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付すこと。CORINSの登録番号を有する場合は、その番号を記載すること。CORINS登録無に○を付した場合は契約書の写し及び同種の工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を添付すること。
- 注3. 当該実績が環境省発注の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 注4. 当該実績が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定 通知書の写しを添付すること。
- 注5. 当該実績が環境省発注以外の工事の場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注 6. 国及び都道府県市長村からの優良工事表彰の受賞があれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注7. 平成22年4月1日以降に、工事が完成し引き渡しが済んでいるものに限り記載して下さい。
- 注8. 受注形態は、単体で受注した場合は、「単体」と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または形状の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または形状の乙型の場合は分担施行金額の比率(%)も記載して下さい。
- 注9. 工事概要は、工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書(平面図、配置図、特記仕様書等)を添付して下さい。
- 注10. 複数件の工事成績がある場合は、それぞれ様式に記載して提出して下さい。

(用紙A4)

工事種別が建築工事の工事成績

\triangle \bot \triangle		
会社名		

対	1	象	I.	事	令和5年度から令和6年度に元請けとして完成した、工事種別が土木一式 の工事成績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。)
1. 工事の概要	エ	事	名	称	〇〇〇〇〇〇工事
	発	注	機関	名	00000
	施	エ	場	所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇地先
	契	約	金	額	〇〇〇, 〇〇〇千円
	工			期	令和○○年○○月○○日~令和○○年○○月○○日
	受	注	形	態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)
	エ	事	内	容	道路路線名 〇〇〇〇〇 トンネル延長(NATM工法)〇〇〇m 内空断面積 〇〇.〇㎡
	エ	事 成	績 評	点	〇〇点
	C 0	RINS	5登録	番	(建設業許可番号+CORINS登録番号) 00000000-0000-00000

- 注1. 本資料は、工事成績がない場合は提出する必要はない。
- 注2. 必ず、CORINS登録と整合のこと。 注3. 工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注4. 令和5年度、令和6年度に完成したすべての工事成績を記載すること。

(用紙A4)

主任(監理)技術者の資格・工事経験

会社名

配置役	置予定技術者の従事 職 ・ 氏 名	(フリガナ) ○○技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許		一級造園施工管理技士(取得年月及び登録番号)注)写しを添付 監理技術者資格(取得年月及び登録番号)注)写し(表・裏)を添付 監理技術者講習修了年月日、修了証番号 注)写しを添付	
入札 資 格 要 件		入札説明書4. (6)2) 又は3) のとおり	
		※主任(監理)技術者を入札説明書4.(6) 2)又は3)のいずれかで申請するかを右入札説明書4.(6)	
		欄の番号を○で囲んで下さい。 3)	
	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇工事	
エ	発 注 機 関 名	000000	
事	施工場所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇地先	
契約金額○○○,○○○千円の		000,000千円	
工 期 令和○○年○○月○○日		令和○○年○○月○○日~令和○○年○○月○○日	
受 注 形態 単体 / 共同企業体(出資比率○○%)		単体 / 共同企業体(出資比率○○%)	
験 従 事 役 職 現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者		現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者	
の	の 従 事 期 間 令和○○年○○月○○日~令和○○年○○月○○日		
概 工 事 内 容 【同種性が判断できる内容に合わせて記載】		【同種性が判断できる内容に合わせて記載】	
要	工事成績評点	〇〇点	
	CORINS登録の有無	有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 · 無	
申 他請	- T	〇〇〇〇〇〇工事	
工時	発注機関	000000	
事に のお		令和○○年○○月○○日~令和○○年○○月○○日	
従け事る	+	現場代理人・主任(監理)技術者	
状況	工事と重複する 場合の対応措置		
等	CORINS登録の有無	有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 · 無	
彰お	建設技術者(工事)表 よび優良工事表彰の 技術者	[優秀表彰○○○○表彰・○○○○工事] (○○○○事務所長・平成○○年○○月○○日) 上記工事に監理技術者として従事 (建設業許可番号+CORINS登録番号 00000000-0000-00000)	
総	迷続教育の取組状況	過去1ヶ年度における20単位以上の学習履歴 有・無 学習履歴証明書 有・無	

- 注1. CORINS未登録工事の工事経験を記載する場合は、契約書の写し及び担当した役割と技術的 内容が分かる書類(施工計画書等、確認できるものの写し)を添付すること。
- 注2. 当該経験が環境省発注の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 注3. 当該経験が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注4. 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し(表・裏とも)を添付すること。
- 注5. 継続教育の取組状況については、各協会の発行する取得証明書の写しを添付すること。
- 注 6. 令和 3 年度から令和 6 年度に国及び都道府県市長村からの優良建設技術者(工事)の表彰の受賞が あれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注7. 令和3年度から令和6年度に国及び都道府県市町村より優良工事表彰を受賞した工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合はその旨を記入し、合わせてCOLLINS登録番号を記入する。
- 注8. 専任補助者を配置する場合で、入札説明書4.(6)2)に示す同種工事の施工経験に代えて4.(6)3) の施工経験で競争参加資格確認申請を行う場合は、上表の工事の経験の概要欄に当該施工経験 を記載すること。
- 注9. 複数の配置予定技術者がいる場合、技術者毎に記載して下さい。(技術者1人につき様式1枚)
- 注10. 資格者証・免許等により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保 険被保険者証等の写しを添付して下さい。
- 注11. 平成22年4月1日以降に、工事が完成し引き渡しが済んでいるものに限り記載して下さい。
- 注12. 工事内容は、工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書(平面図、配置図、特記仕様書等)を添付して下さい。

以上

(用紙A4)

専任補助者の資格・工事経験

会社名

配置役	置予定技術者の従事 職 ・ 氏 名	(フリガナ) 専任補助者 ○○ ○○	
法	令による資格・免許	一級造園施工管理技士(取得年月及び登録番号)注)写しを添付 監理技術者資格(取得年月及び登録番号)注)写し(表・裏)を添付 監理技術者講習修了年月日、修了証番号 注)写しを添付	
資	格要件	入札説明書4.(6)2) 又は3) のとおり	
	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇工事	
エ	発 注 機 関 名	000000	
事	施工場所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇地先	
0	契 約 金 額	000,000千円	
	工期	平成○○年○○月○○日~平成○○年○○月○○日	
経	受 注 形 態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)	
験	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者	
Ø	従 事 期 間	平成○○年○○月○○日~平成○○年○○月○○日	
概	工 事 内 容	【同種性が判断できる内容に合わせて記載】	
要	工事成績評点	〇〇点	
	CORINS登録の有無	有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 · 無	
申		〇〇〇〇〇〇工事	
他請 工時	_弄 発 注 機 関	000000	
事にのお	<u> </u>	平成○○年○○月○○日~平成○○年○○月○○日	
従け事る	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者	
サる状況	ン 工事と重複する 場合の対応措置		
等	CORINS登録の有無	有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 · 無	
彰お	是建設技術者(工事)表 3よび優良工事表彰の 事技術者	[優秀表彰○○○○表彰・○○○○□工事] (○○○○事務所長・平成○○年○○月○○日) 上記工事に○○技術者として従事 (建設業許可番号+CORINS登録番号 00000000-0000-00000)	
継続教育の取組状況 過去1ヶ年度における20単位以上の学習履歴 有・無 学習履歴 有・無 する			

- 注1. 本資料は、専任補助者を配置しない場合には提出する必要はない。
- 注2. CORINS未登録工事の工事経験を記載する場合は、担当した役割と技術的内容が分かる書類 (施工計画書等、確認できるものの写し)を添付すること。

- 注3. 当該経験が環境省発注の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
- 注4. 当該経験が環境省発注の工事の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 注 5. 監理技術者を配置する場合で、監理技術者の他に専任補助者を配置する場合は、専任補助者の 監理技術者資格者証の写しを(表、裏とも)を添付すること。
- 注 6. 令和 3 年度から令和 6 年度に国及び都道府県市長村からの優良建設技術者(工事)の表彰の受賞が あれば記載し、表彰状の写しを添付する。
- 注7. 令和3年度から令和6年度に国及び都道府県市町村より優良工事表彰を受賞した工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合はその旨を記入し、合わせてCOLLINS登録番号を記入する。
- 注8. 継続教育の取組状況については、各協会の発行する取得証明書の写しを添付すること。

以上

(別記様式4) 令和7年度新宿御苑造園工事競争参加資格確認資料 (用紙A4)

施工計画

工事名:令和7年度新宿御苑造園工事

評価項目:芝生植栽工事について
竣工後に生じる他草本繁茂について、これを芝生植栽工事時点において軽減させるための技術的所見

- 注1. 本様式は、文字の大きさは10ポイント以上(図表は読み取れる程度に縮小可)で各評価項目につき「A4縦」1 枚以内とし、具体的に記載のこと。
- 注2. 本様式を変更又は省略等した場合、不採用となる場合がある。

入 札 心 得

(目的)

第1条 新宿御苑管理事務所の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、予決令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官(環境省所管契約事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第2条及び環境省所管会計事務取扱規則(平成13年環境省訓令第22号)第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ)にその旨を申し出なければならない。

入札者は、電子調達システムによる入札書を提出する場合、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、【様式1】による入札書の提出を希望する場合は、【様式2】による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 削除

(入札等)

- 第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、 関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書を提出する場合は、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- 3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示 又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達シ

ステムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に記載した時刻までに送信するものとする。ただし、支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札書の指名を表記し、工事、公告又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状【様式3】を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

- 第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退する ことができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式4)を支出負担行為担当官に直接持参し、 又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22 年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第 5 条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執 行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は 入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ④ 記名押印を欠く入札(電子調達システムによる場合、電子証明書を取得していない 者のした入札)
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
 - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札
 - ① 入札時に工事費内訳書(同明細書を含む。以下「内訳書」という。)の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合 し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た 場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

- 第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 予決令第85条の基準(内閣及び総理府所管契約事務取扱細則(昭和39年総理府訓令第2号)第25条)(環境省所管契約事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第26条)に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札 がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子調達システムによる入札の場合 において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定 する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子調達システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これ に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

- 第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力 を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

- 第11条 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から③のいずれかの書類を提出しなければならない。
 - ① 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
 - (7) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保

証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

- (4) 保証書の宛名の欄には、「(契約担当官等(官職) (氏名)を記載すること。)」 と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事 名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとすること。
- (1) 請負代金額の変更又は工期の変更等により契約保証金の金額を変更する場合又は履 行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ)請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払 われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金 の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ)請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ② 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当官等(官職)(氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ)請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
 - なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ③ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア)履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保

険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等(官職)(氏名)を記載すること。)」 と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事 名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとすること。
- (キ)請負代金額を変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当 官等の指示に従うこと。
- (ク)請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 請負代金額変更時の契約の保証の取扱いについて

契約書第4条第4項に定める請負代金額変更時の契約の保証の取扱いについて、発注者は契約保証の金額(公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額)が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証の金額(金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金の金額又は契約保証金の金額及び保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。なお、低入札価格調を受けた者については、100分の5を100分の15に、10分の1を10分の3に読み替える。

請負代金額の減額変更の場合には、請負代金額の10分の1に達するまで、受注者は、 保証金額の減額を請求することができるが、履行保証保険の場合にあっては、保険金額 の減額は行われないこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。 なお、低入札価格調査を受けた者については、10分の1を10分の3に読み替える。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業

者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることと なっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 殿

住 所会 社 名代表者氏名

(復) 代理人

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和7年度新宿御苑造園工事

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 殿

住所会社名代表者氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 令和7年度新宿御苑造園工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由(記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 殿

住所(委任者)会社名代表者氏名

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和7年度新宿御苑造園工事の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 殿

> 代理人住所 (委任者) 所属(役職名) 氏 名

> 復代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和7年度新宿御苑造園工事の入札に関する一切の件

入札辞退届

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 殿

> 住所 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度新宿御苑造園工事に係る入札を辞退します。

担当者連絡先 部署名 : 担当者名: TEL : FAX :

E-mail :

分任支出負担行為担官	住(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

印

紙

工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 令和7年度新宿御苑造園工事
- 2 工事場所 東京都新宿区内藤町11 新宿御苑
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和 8年 3月30日まで
- 4 請負代金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

- 5 契約保証金 第4条による。
- 6 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するもの とする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の○○共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 東京都新宿区内藤町11

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局

新宿御苑管理事務所長 野村 環 印

受 注 者 住 所

氏 名 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者の住所及び氏名の欄には、 共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏 名を記入する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書 (別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。) に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の 請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判 所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の 工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行 うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う 工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものと する。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法 法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当 該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場 合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該 保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するもの でなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、 当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第 5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工 に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、

受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の 譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、ま たその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
 - 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出
 - 三 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該 各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる 場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届 出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を受注 者が発注者に提出した場合
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる 場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同 号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号口に定める 期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と

締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同 号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に 確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結 した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は 協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した た詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めると ころにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者 を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 専任の監理技術者
- 三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び 権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現 場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず 自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知し なければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下 同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注 者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ とができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品

質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを 使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負 担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内 に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料 については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において 見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工 をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、 監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければな らない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録 の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する 建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所 及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者

の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、 当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、 又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなけれ ばならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、 品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見するこ とが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を 直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督 職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地 (以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別 の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該 工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件 (下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物 件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなけ

ればならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の 意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した ときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実 を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、 受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する 必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その

結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるも の発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴 うもの発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、 発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者 に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間 その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困 難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受 注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないと きは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

- 第23条 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、 特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工 期への変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を 通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本 国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めた ときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請 負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下 この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出 した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のう ち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなけ ればならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数 等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に 協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生 じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、 請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者 が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に 要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認 められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地 盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管 理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を 発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械 器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定に よる検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるもの に係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において 「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければな らない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、 算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその 評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、 前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会い の上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該 検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員 は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限 度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の 規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請 負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項に おいて「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その 遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超 えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受 注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共 工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する 保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請 負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証 契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この 場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前 払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項の規定は、この場合について準用する。

- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者 又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合に おいて、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を 行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 (第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) から 受領済みの前払金額 (中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。) を差し引いた額に相当 する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の 支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者 に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費

(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、 仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払い に充当してはならない。

(部分払)

第38条 削除

(部分引渡し)

第39条 削除

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

(国債に係る契約の部分払の特則)

第 42 条 削除

(第三者による代理受領)

- 第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を 代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、 当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追加をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の 追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完 を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて その履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念 に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したと き。
 - 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - 四 第10条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解

除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用 したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を 除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであると き。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したと き。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行を しないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかで あるとき。
- 九 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められると き。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしていると認められるとき。

- ホ 役員等、が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイから ホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認めら れるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし て軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、 第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還 しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失によ り滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用され ているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を 賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、 当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者 の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還 し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が 所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管 理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、 工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた 損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第 47 条又は第 48 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたと き。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第54条の2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことによ

- り、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑 に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったと き。
 - 三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - 四 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に入札心得第4条の3の規定 に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する

場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- 2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2 . 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注 者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。 ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、 引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約 不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を することができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項 の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関す

る請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知って いたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の 指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を することができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りな がらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。) 等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずる ものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付した ときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停によ

り紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。

(補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議 して定める。

「別添〕

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 令和7年度新宿御苑造園工事

工事場所 東京都新宿区内藤町11

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、 発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その 仲裁判断に服する。

管轄審查会名 中央建設工事紛争審查会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法 第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛 争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 東京都新宿区内藤町11

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局

新宿御苑管理事務所長 野村 環 印

受 注 者 住 所

氏 名

印

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、た とえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する 紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっ せん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下 「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都 道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、 原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、 都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当 事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。 また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁 法の規定が適用される。